

事例番号 8

6-1 【市町村の効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定】

■汚水処理施設の早期概成に向けた弾力的な整備計画

事業体名	茨城県																																																																																												
導入時期	平成 21 年度																																																																																												
対象事業	公共下水道 農業集落排水等 合併処理浄化槽	協議関係者	—																																																																																										
導入の背景	汚水処理施設の早期概成により、霞ヶ浦等湖沼・河川の水質改善を早期に図る必要があり、平成 37 年度までに生活排水処理総合普及率 100%達成を目標とした。 県の上記方針について、各市町村の理解は得られているものの、各汚水処理計画の短期計画（H27）では、集合処理による整備が難しい市町村もある。																																																																																												
特徴となる施設あるいは導入システム	整備完了予定年度（H37）では、下水道や農業集落排水処理施設等の集合処理予定区域であっても、整備完了までに時間を要する地域においては合併処理浄化槽を設置することにより、汚水処理施設の早期概成に向けた弾力的な整備計画を策定している。 平成21年度改定プラン 目標年次及び各処理施設別普及率 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">基準年(H18)</th><th colspan="2">短期計画(H27)</th><th colspan="2">中期計画(H37)</th></tr><tr><th>整備人口</th><th>普及率</th><th>整備人口</th><th>普及率</th><th>整備人口</th><th>普及率</th></tr><tr><td rowspan="4">集合処理</td><td>下水道</td><td>1,544,471</td><td>51.7%</td><td>1,893,855</td><td>64.2%</td><td>2,419,149</td><td>83.1%</td></tr><tr><td>農業集落排水処理施設等</td><td>150,985</td><td>5.1%</td><td>190,949</td><td>6.5%</td><td>253,967</td><td>8.7%</td></tr><tr><td>コミュニティプラント</td><td>15,375</td><td>0.5%</td><td>7,000</td><td>0.2%</td><td>2,635</td><td>0.1%</td></tr><tr><td>集合処理合計</td><td>1,710,831</td><td>57.3%</td><td>2,091,804</td><td>70.9%</td><td>2,675,751</td><td>91.9%</td></tr><tr><td rowspan="4">個別処理 (合併浄化槽)</td><td>市区町村設置型</td><td>4,071</td><td>0.1%</td><td>18,807</td><td>0.6%</td><td>49,126</td><td>1.7%</td></tr><tr><td>個人設置型</td><td>446,830</td><td>15.0%</td><td>146,147</td><td>5.0%</td><td>187,823</td><td>6.4%</td></tr><tr><td>段階整備分</td><td></td><td>0.0%</td><td>337,994</td><td>11.5%</td><td></td><td>0.0%</td></tr><tr><td>個別処理合計</td><td>450,901</td><td>15.1%</td><td>502,948</td><td>17.0%</td><td>236,949</td><td>8.1%</td></tr><tr><td colspan="2">生活排水処理総合</td><td>2,161,732</td><td>72.4%</td><td>2,594,752</td><td>88.0%</td><td>2,912,700</td><td>100.00%</td></tr><tr><td colspan="2">全 県 人 口 総 計</td><td>2,986,115</td><td></td><td>2,950,000</td><td></td><td>2,912,700</td><td></td></tr></table> 茨城県生活排水ベストプラン目標年次及び各処理施設別普及率 集合処理区域の整備計画を段階別に分類し、図面表示したものを、県に提出してもらい、計画に表現している。 ①既に整備完了の処理区、及び既整備区域等の区域 ②平成 27 年度（短期計画）までに整備完了予定の処理区 ③平成 37 年度（中期計画）までに整備完了予定の処理区					区分		基準年(H18)		短期計画(H27)		中期計画(H37)		整備人口	普及率	整備人口	普及率	整備人口	普及率	集合処理	下水道	1,544,471	51.7%	1,893,855	64.2%	2,419,149	83.1%	農業集落排水処理施設等	150,985	5.1%	190,949	6.5%	253,967	8.7%	コミュニティプラント	15,375	0.5%	7,000	0.2%	2,635	0.1%	集合処理合計	1,710,831	57.3%	2,091,804	70.9%	2,675,751	91.9%	個別処理 (合併浄化槽)	市区町村設置型	4,071	0.1%	18,807	0.6%	49,126	1.7%	個人設置型	446,830	15.0%	146,147	5.0%	187,823	6.4%	段階整備分		0.0%	337,994	11.5%		0.0%	個別処理合計	450,901	15.1%	502,948	17.0%	236,949	8.1%	生活排水処理総合		2,161,732	72.4%	2,594,752	88.0%	2,912,700	100.00%	全 県 人 口 総 計		2,986,115		2,950,000		2,912,700	
区分		基準年(H18)		短期計画(H27)				中期計画(H37)																																																																																					
		整備人口	普及率	整備人口	普及率	整備人口	普及率																																																																																						
集合処理	下水道	1,544,471	51.7%	1,893,855	64.2%	2,419,149	83.1%																																																																																						
	農業集落排水処理施設等	150,985	5.1%	190,949	6.5%	253,967	8.7%																																																																																						
	コミュニティプラント	15,375	0.5%	7,000	0.2%	2,635	0.1%																																																																																						
	集合処理合計	1,710,831	57.3%	2,091,804	70.9%	2,675,751	91.9%																																																																																						
個別処理 (合併浄化槽)	市区町村設置型	4,071	0.1%	18,807	0.6%	49,126	1.7%																																																																																						
	個人設置型	446,830	15.0%	146,147	5.0%	187,823	6.4%																																																																																						
	段階整備分		0.0%	337,994	11.5%		0.0%																																																																																						
	個別処理合計	450,901	15.1%	502,948	17.0%	236,949	8.1%																																																																																						
生活排水処理総合		2,161,732	72.4%	2,594,752	88.0%	2,912,700	100.00%																																																																																						
全 県 人 口 総 計		2,986,115		2,950,000		2,912,700																																																																																							
導入効果	汚水処理施設の早期概成により、霞ヶ浦等湖沼・河川の水質改善が早期に実現可能となる。																																																																																												
費用効果	—																																																																																												
導入の課題	下水道整備予定区域において整備完了までに時間を要する地域の住民に霞ヶ浦等湖沼・河川の水質改善についての理解を求め、浄化槽設置を推進する必要がある。また、下水道の整備が完了した際には、下水道への接続を推進する取り組みが重要となる。																																																																																												

事例番号 9

6-1 【市町村の効率的な運営管理を見据えた整備計画の策定】

■民間活力（PFI事業）を活用した浄化槽市町村整備推進事業の事例

事業体名	大阪府 富田林市		
導入時期	第一期事業：平成 18 年 1 月～平成 27 年 12 月 第二期事業：平成 24 年 10 月～平成 35 年 3 月		
対象事業	市町村設置型 浄化槽	協議関係者	—
導入の背景	富田林市の生活排水対策は昭和 38 年に開始された金剛ニュータウン建設に伴う下水道整備が始まりであり、当初は市域ほぼ全域を流域下水道の認可区域として整備を進めてきた結果、平成 16 年度末で下水道普及率は 74.3%となったものの、山間部の整備には更に相当の期間を要する状況であった。 そこで、平成 16 年 3 月に策定した「新富田林市生活排水対策基本計画」に基づき、平成 17 年度に流域下水道認可区域の一部を浄化槽整備区域へと変更し、PFI 方式による市設置型浄化槽整備事業を開始した。 平成25年下水道事業供用区域と浄化槽PFI事業区域 ■ 下水道事業供用区域 ■ 浄化槽PFI事業区域 図 浄化槽 PFI 事業区域（平成 25 年）* *：（出典）富田林市HP (http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/gesuidou/03_suishin.html#jumplist01)		
特徴となる施設あるいは導入システム	流域下水道事業認可区域を縮小した PFI 方式の浄化槽市町村整備推進事業は全国初であり、平成 23 年度末時点で目標基数以上の浄化槽を設置した（目標基数：450 基、設置基数：454 基）。これを受け、平成 24 年 10 月より浄化槽整備区域を拡大し、第二期事業を開始し、新たに 325 基の設置を目指している。 浄化槽使用料金は下水道と同じ従量制としており、下水道に比べて過度な費用負担とならずに浄化槽が利用できる。また、GIS を積極的に活用して浄化槽台帳を電子化し、効率的で効果的な維持管理を実現している。		
導入効果	第一期事業では、平成 23 年度末までの実質 6 年間で 454 基の浄化槽を設置した。これは当初目標の 450 基を上回り、設置対象家屋 550 軒の 82.5%に達する。		

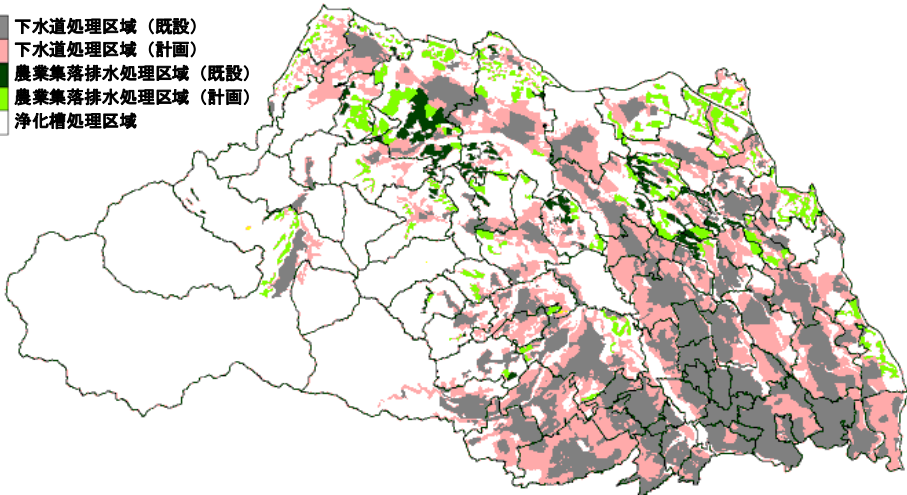
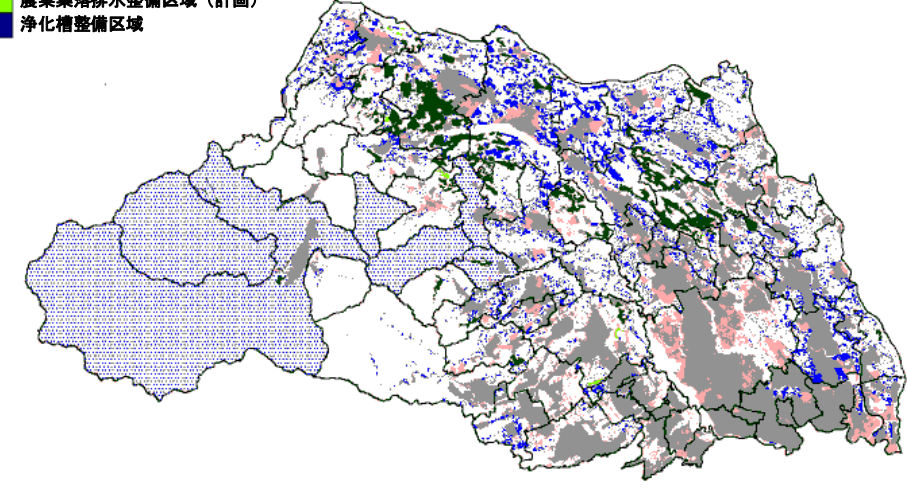
	<table><tr><th></th><th>H17年度</th><th>H18年度</th><th>H19年度</th><th>H20年度</th><th>H21年度</th><th>H22年度</th><th>H23年度 (12月末)</th></tr><tr><td>設置予定基数</td><td>30基</td><td>100基</td><td>90基</td><td>90基</td><td>90基</td><td>50基</td><td></td></tr><tr><td>設置基数</td><td>30基</td><td>132基</td><td>128基</td><td>91基</td><td>35基</td><td>30基</td><td>8基</td></tr><tr><td>事業達成率</td><td>6.7%</td><td>36.0%</td><td>64.4%</td><td>84.7%</td><td>92.4%</td><td>99.1%</td><td>100.9%</td></tr></table> 図 浄化槽事業（第一期）の実績* *：（出典） 富田林市HP http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/gesuidou/03_suishin.html#jumplist01		H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (12月末)	設置予定基数	30基	100基	90基	90基	90基	50基		設置基数	30基	132基	128基	91基	35基	30基	8基	事業達成率	6.7%	36.0%	64.4%	84.7%	92.4%	99.1%	100.9%
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度 (12月末)																										
設置予定基数	30基	100基	90基	90基	90基	50基																											
設置基数	30基	132基	128基	91基	35基	30基	8基																										
事業達成率	6.7%	36.0%	64.4%	84.7%	92.4%	99.1%	100.9%																										
費用効果	生活排水対策が必要な未整備地区毎に、公共下水道と浄化槽のコスト（建設費、維持管理費）比較を行い、今後の人口や世帯数の減少を考慮した上で、浄化槽による整備がコスト面で下水道と同等若しくは有利と見込まれる地区を浄化槽整備区域とした。																																
導入の課題	●事業実施にあたっての工夫など ①地元住民との合意形成 下水道整備区域から浄化槽整備区域に変更となった地域の住民の理解と協力を得るため、地元町会の協力を得て、町会単位の地元説明会の開催・地元意向調査や現地家屋調査の実施・先進地域の視察・勉強会の開催等を行った。 ②浄化槽設置推進のための工夫 地元町会の事業推進の協力、P F I 事業者の制度設計の理解と営業努力、浄化槽使用料金の設定（個人負担の軽減、下水道負担との公平感）																																
その他	資料) 浅野和仁「浄化槽管理におけるG I Sの活用に向けて」、第 27 回全国浄化槽技術研究集会講演要旨集、pp. 202-207																																

事例番号 10

6-2 【目標年次における広域的かつ効率的な運営管理のための整備計画の策定】

■都道府県がとりまとめた、生活排水処理人口普及率 100%達成の早期実現を目指した整備計画

事業体名	埼玉県		
導入時期	平成 23 年 3 月		
対象事業	埼玉県生活排水処理施設整備構想	協議関係者	埼玉県環境部水環境課 農林部農村整備課 埼玉県都市整備部都市計画課 下水道局下水道管理課
導入の背景	河川汚濁原因の約 7 割が生活排水となっており、生活排水を早期に処理することが極めて重要であったため。		
特徴となる施設あるいは導入システム	効率的かつ早期整備の観点及び人口減少を踏まえた污水处理施設整備に関する見直しを行った。 なお、見直しにあたっては、污水处理施設整備の費用を算出する上で、検討単位区域内において既に整備されている合併処理浄化槽を既整備施設として捉え、整備必要基数から控除することとした。 集合処理の場合 家屋 管渠 処理場 T <費用算出対象> 全家屋を対象とした集合処理費用 (管渠 → +処理場 T) 個別処理の場合 家屋 (合併浄化槽未設置) 家屋 (合併浄化槽設置済) <費用算出対象> 合併浄化槽未設置家屋を対象とした個別処理費用 (浄化槽 ■) ⇔ 比較		

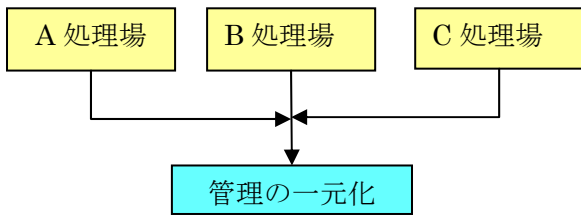
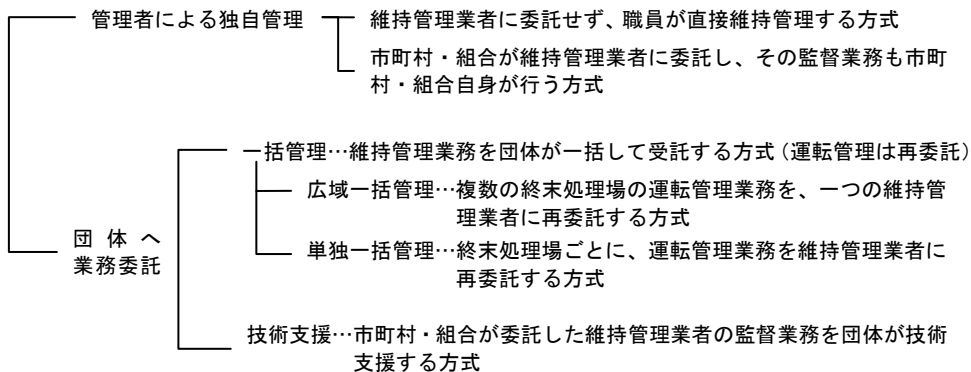
	下水道処理区域（既設） 下水道処理区域（計画） 農業集落排水処理区域（既設） 農業集落排水処理区域（計画） 浄化槽処理区域  下水道整備区域（既設） 下水道整備区域（計画） 農業集落排水整備区域（既設） 農業集落排水整備区域（計画） 浄化槽整備区域  埼玉県生活排水処理構想図（上：前構想図、下：現構想図） また、整備にあたっては、市町村が積極的に浄化槽の整備を促進する区域として「浄化槽整備区域」を新たに設定した。 浄化槽整備区域内の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽への転換を促進するため、県は配管費及び処分費なども対象とした全国トップレベルの補助を行っており、個人の費用負担の軽減を図っている。
導入効果	本構想の実現により、平成 37 年度には生活排水処理人口普及率 100%となる見込み。また、水質保全効果についても、BOD 3mg/L 以下の河川の割合が 72%（平成 20 年度）から 100%となる見込みである。なお、BOD 3mg/L 以下とは、アユが棲める水質の目安である。

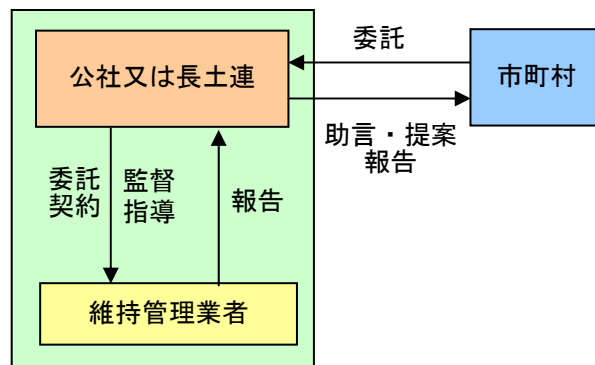


事例番号 11

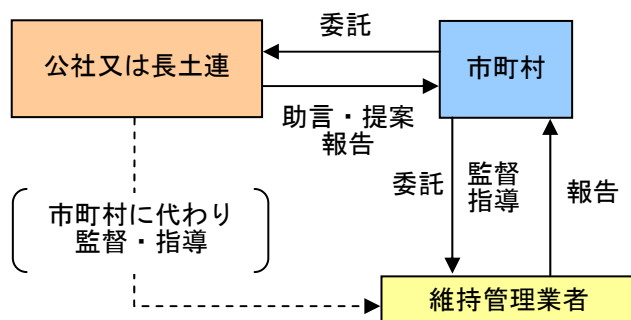
6—2 【目標年次における広域的かつ効率的な運営管理のための整備計画の策定】

■汚水処理施設の広域管理体制の整備

事業体名	長野県		
導入時期	平成 10 年度		
対象事業	下水道、農業集落排水	協議関係者	—
導入の背景	生活排水対策には各種の事業があり、それに応じた市町村の執行体制により維持管理業務の外部委託が拡大してきたが、処理場や管路施設の維持管理について、各事業を一体的に捉え、効率的、効果的な維持管理を行っていく必要がある。 中小市町村では、建設事業が終了したことを理由に職員数が削減され、一人でさまざまな業務を兼務している状況であり、このような状況においては、維持管理の業務について十分な管理監督が行き届いているとは言えず、適正な維持管理を持続していくためには、複数の終末処理場の一体的な維持管理の実施に向けた体制整備が必要であった。		
特徴となる施設あるいは導入システム	●効率的な維持管理 複数の処理施設がある場合、個別に維持管理を行うのではなく、一元的管理を検討し維持管理の効率化を図る。  ●維持管理業務の委託方法 各事業に精通した 2 団体（長野県下水道公社（以下、「公社」）、長野県土地改良事業団連合会（以下、「長土連」））を活用し、一括管理方式または技術支援方式により管理者業務を委託している市町村が多い。 		

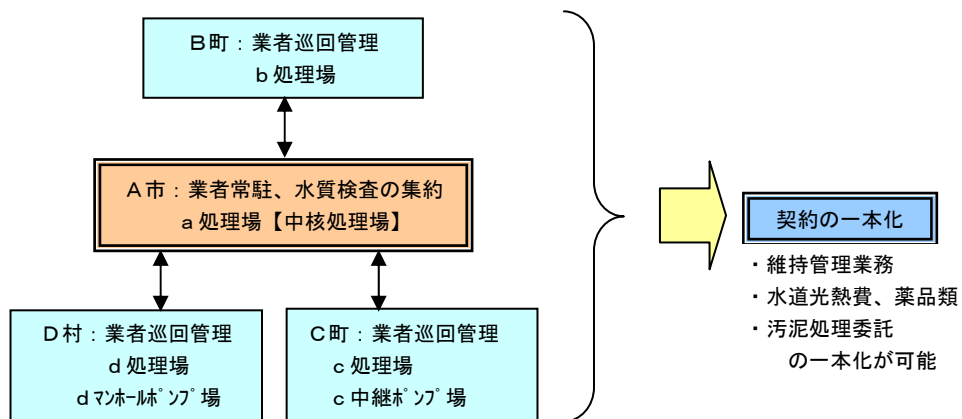


(一括管理方式による維持管理業務委託)



(技術支援方式による維持管理業務委託)

● 広域化による維持管理図



より効率的、効果的な維持管理業務の内容及び委託方法について、引き続き検討を行う必要がある。

導入効果

体制整備により、多くの市町村の一括管理、広域管理が可能となり、運転管理をはじめ、維持管理業務の効率化が図られる。

費用効果

—

導入の課題

- ・ 現状や将来を見据えた効率的かつ効果的な維持管理業務の方法及び維持管理業務の委託方法の検討。
- ・ 広域化を行う範囲、方法及び経済性について検討を行う必要がある。

その他	資料) 「水循環・資源循環のみち 2010」(平成 22 年 8 月 長野県環境部) 資料掲載URL) http://www.pref.nagano.lg.jp/seikatsuhaisui/infra/suido-denki/gesuido/michi2010/index.html
-----	--

事例番号 12

6—2 【目標年次における広域的かつ効率的な運営管理のための整備計画の策定】

■汚水処理施設の広域管理体制の整備

事業体名	山形県 新庄市・最上町・戸沢村・金山町・真室川町・舟形町・大蔵村																																																																																																			
導入時期	平成 12 年度																																																																																																			
対象事業	下水道		協議関係者		—																																																																																															
導入の背景	中小市町村では、建設事業が終了したことを理由に職員数が削減され、一人でさまざまな業務を兼務している状況であり、このような状況においては、維持管理の業務について十分な管理監督が行き届いているとは言えず、適正な維持管理を持続していくためには、複数の終末処理場の一体的に効率的、効果的な維持管理の実施に向けた体制整備が必要であった。																																																																																																			
特徴となる施設あるいは導入システム	●協議会の設置と協議会の事務内容 地方自治法 252 条の 2 に基づき、7 市町村が『最上圏域下水道共同管理協議会（協議会会長：新庄市長）』を設置し、7 つの処理場の共同管理（集中監視業務、水質試験業務、巡回点検業務）を実施している。なお、全体計画では 10 処理場の共同管理を実施する予定。 最上圏域下水道共同整備事業 処理区域の概要 <table><tr><th>市町村</th><th>処理区</th><th>処理場</th><th>計画汚水量 日最大 (ml/日)</th><th>現有処理能力 (ml/日)</th><th>水処理方式</th><th>供用開始時期</th><th>計画期間</th></tr><tr><td>新庄市</td><td>新庄</td><td>新庄市浄化センター</td><td>18,060</td><td>12,000</td><td>標準活性汚泥法</td><td>H1. 10</td><td>第 1 期</td></tr><tr><td rowspan="4">最上町</td><td>向町</td><td>向町浄化センター</td><td>1,600</td><td>1,600</td><td>OD 法</td><td>H13. 3</td><td>第 1 期</td></tr><tr><td>大堀</td><td>大堀浄化センター</td><td>1,260</td><td>—</td><td>OD 法</td><td>—</td><td>全体</td></tr><tr><td>赤倉</td><td>赤倉浄化センター</td><td>750</td><td>—</td><td>OD 法</td><td>—</td><td>全体</td></tr><tr><td>潮見</td><td>潮見浄化センター</td><td>560</td><td>—</td><td>OD 法</td><td>—</td><td>全体</td></tr><tr><td>戸沢村</td><td>古口</td><td>古口浄化センター</td><td>800</td><td>800</td><td>OD 法</td><td>H13. 3</td><td>第 1 期</td></tr><tr><td>金山町</td><td>金山</td><td>金山浄化センター</td><td>2,350</td><td>850</td><td>OD 法</td><td>H14. 3</td><td>第 1 期</td></tr><tr><td>真室川町</td><td>真室川</td><td>真室川浄化センター</td><td>2,060</td><td>1,030</td><td>OD 法</td><td>H14. 10</td><td>第 1 期</td></tr><tr><td>舟形町</td><td>舟形</td><td>舟形浄化センター</td><td>1,900</td><td>1,050</td><td>OD 法</td><td>H15. 3</td><td>第 1 期</td></tr><tr><td>大蔵村</td><td>清水</td><td>清水浄化センター</td><td>550</td><td>550</td><td>OD 法</td><td>H16. 3</td><td>第 1 期</td></tr><tr><td>合計</td><td>中核処理場 小規模処理場</td><td>1 箇所 9 箇所</td><td>29,900</td><td>17,880</td><td colspan="3">第 1 期中核処理場 1 箇所稼働中 第 1 期小規模処理場 6 箇所稼働中</td></tr></table> ・全体計画 対象処理場 10 箇所 平成 12 年度から平成 27 年度までの 16 ヶ年間（最上町については当面 1 地区のみ） ※現段階で、最上町「大堀」「赤倉」「潮見」の整備計画は、未定。 ・第 1 期計画 対象処理場 7 箇所 平成 12 年度から平成 21 年度までの 10 ヶ年間 管理運営組織 「最上圏域下水道共同管理協議会」（平成 12 年 4 月 1 日施行）※地方自治法 252 条の 2 による (1) 構成団体：新庄市・最上町・戸沢村・金山町・真室川町・舟形町・大蔵村 (2) 役員体制：会長、副会長各 1 名、委員 4 名、監事（関係市町村選出監査委員 2 名） (3) 連絡調整会議：関係市町村公共下水道担当課長構成員 (4) 事務局体制：事務局長、事務局員 事務局所在：新庄市浄化センター及び新庄市上下水道課内 共同化の範囲 (1) 集中監視業務：中核施設と各処理場を NTT 回線で結び、中核施設において運転監視を行う。 (2) 水質試験業務：中核施設に水質試験室を設け、各処理場の水質試験を一括処理する。 (3) 巡回点検業務：点検班を中核施設に置き、定期的に巡回して保守点検及び水質試験の資料採取を行う。							市町村	処理区	処理場	計画汚水量 日最大 (ml/日)	現有処理能力 (ml/日)	水処理方式	供用開始時期	計画期間	新庄市	新庄	新庄市浄化センター	18,060	12,000	標準活性汚泥法	H1. 10	第 1 期	最上町	向町	向町浄化センター	1,600	1,600	OD 法	H13. 3	第 1 期	大堀	大堀浄化センター	1,260	—	OD 法	—	全体	赤倉	赤倉浄化センター	750	—	OD 法	—	全体	潮見	潮見浄化センター	560	—	OD 法	—	全体	戸沢村	古口	古口浄化センター	800	800	OD 法	H13. 3	第 1 期	金山町	金山	金山浄化センター	2,350	850	OD 法	H14. 3	第 1 期	真室川町	真室川	真室川浄化センター	2,060	1,030	OD 法	H14. 10	第 1 期	舟形町	舟形	舟形浄化センター	1,900	1,050	OD 法	H15. 3	第 1 期	大蔵村	清水	清水浄化センター	550	550	OD 法	H16. 3	第 1 期	合計	中核処理場 小規模処理場	1 箇所 9 箇所	29,900	17,880	第 1 期中核処理場 1 箇所稼働中 第 1 期小規模処理場 6 箇所稼働中		
市町村	処理区	処理場	計画汚水量 日最大 (ml/日)	現有処理能力 (ml/日)	水処理方式	供用開始時期	計画期間																																																																																													
新庄市	新庄	新庄市浄化センター	18,060	12,000	標準活性汚泥法	H1. 10	第 1 期																																																																																													
最上町	向町	向町浄化センター	1,600	1,600	OD 法	H13. 3	第 1 期																																																																																													
	大堀	大堀浄化センター	1,260	—	OD 法	—	全体																																																																																													
	赤倉	赤倉浄化センター	750	—	OD 法	—	全体																																																																																													
	潮見	潮見浄化センター	560	—	OD 法	—	全体																																																																																													
戸沢村	古口	古口浄化センター	800	800	OD 法	H13. 3	第 1 期																																																																																													
金山町	金山	金山浄化センター	2,350	850	OD 法	H14. 3	第 1 期																																																																																													
真室川町	真室川	真室川浄化センター	2,060	1,030	OD 法	H14. 10	第 1 期																																																																																													
舟形町	舟形	舟形浄化センター	1,900	1,050	OD 法	H15. 3	第 1 期																																																																																													
大蔵村	清水	清水浄化センター	550	550	OD 法	H16. 3	第 1 期																																																																																													
合計	中核処理場 小規模処理場	1 箇所 9 箇所	29,900	17,880	第 1 期中核処理場 1 箇所稼働中 第 1 期小規模処理場 6 箇所稼働中																																																																																															

	共同化の模式図 地方自治法 (協議会の設置) 第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。 2～6（省略） ●維持管理業務の委託方法 協議会が民間企業1社に対し、7つの処理場の共同管理を業務発注。なお、業務発注に要する費用は構成市町村が処理水量に応じて負担する。 ●維持管理監督業務 新庄市職員が事務局員を兼任していることから、協議会の事務及び発注業務についての監理監督を行なっている。なお、一般事務（経理、文書作成、会議の開催関係等）については、事務局補助員（協議会で雇用）が行なっている。
導入効果	体制整備により、多くの市町村の一括管理、広域管理が可能となり、運転管理をはじめ、維持管理業務の効率化が図られる。
費用効果	平成10年度の維持管理費における試算では、単独処理に比べ共同処理により約48%のコスト削減が可能となっているとともに、建設費においても約16%の削減効果が得られる結果となっている。
導入の課題	協議会を設置するための手続き（設置の旨や規約の告示、並びに、都道府県が加入する場合は総務大臣、その他の場合は都道府県知事への届け出）や関連自治体との調整（規約の作成や議会の議決等）。
その他	資料) 地方自治法第252条の2～6の2

事例番号 13

7—1 【汚泥処理の基本方針・計画】

■ 県による汚泥の広域共同処理の基本方針・計画策定について

事業体名	秋田県（下水・農集・浄化槽に関する事務を、平成 17 年度より下水道課で所管し下水道課で主体的に実施）		
導入時期	平成 18～25 年度；検討、意向調査及び計画策定期間		
対象事業	流域下水道 公共下水道 集落排水処理施設 し尿処理場	協議関係者	県内市町村（生活排水処理部局）、 一部事務組合（し尿関係）、 秋田県生活環境部環境整備課 （廃棄物担当部局）
導入の背景	秋田県では、汚泥処理総合計画（H6 策定、H14 改訂）により下水道汚泥の減量化、利活用の促進を図ってきたが、各市町村単独では厳しい財政状況・処理規模の小ささ等から利活用率は低く、更に多くのし尿処理場の老朽化、最終処分場容量の逼迫、循環型社会構築への貢献等を求められ、有効利用の促進が課題であった。		
特徴となる施設あるいは導入システム	【広域共同処理を導入】 汚泥の広域的な集約処理によるスケールメリットを生かし、コスト低減、利活用の促進を目標に、下水道、集落排水、浄化槽等の汚泥の共同処理について検討することとした。 【広域汚泥処理検討の手順】 (1) 計画策定までの手順（H24 まで） ■ 県 ○H18 県北地域での広域共同処理に係る基礎調査を実施（調査内容） ・処理処分・有効利用状況の整理（市町村に協力依頼し、データを整理） ・集約処理基地候補の選定（汚泥量、運搬距離から選定） ・有効利用方法の整理（汚泥処理方式を整理し、建設費・維持管理費・CO₂排出量等を比較） ・受入安定性の検討（汚泥製品の需要安定性の検討、受入事業者への意向調査） ○H21 県内市町村に汚泥の広域共同処理に関するアンケート調査実施（県が提示した事業スキームによる広域共同処理参加可否の判断） ・広域共同処理を希望する 34% ・〃 検討中 33% ■ 秋田県生活排水処理事業連絡協議会 ○H22 県と市町村等の生活排水処理関係部署で構成する秋田県生活排水処理事業連絡協議会を設置し広域共同処理について本格協議 ・県北地域での基礎調査をもとに、全県域で協議 ・秋田市し尿処理場の下水道接続及び集落排水・合併処理浄化槽汚泥も含んだ汚泥の広域共同処理について廃棄物担当部局とは平成 22 年から調整		

	○H24 生活排水処理施設の統廃合、汚泥の広域共同処理等の具体的施策をまとめた「あきた循環のみず推進計画」を策定し公表 (2) 計画策定・事業実施に係る手順 (H25 以降) <table border="1" data-bbox="411 385 1406 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="418 394 1066 427">(県作業)</th><th data-bbox="1066 394 1399 427">(市町村作業)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="418 439 1066 472">・汚泥の広域共同処理に係る意向調査(事業化前の最終調査)</td><td data-bbox="1066 439 1399 472"></td></tr> <tr> <td data-bbox="418 483 1066 517">・広域共同処理汚泥量の推定</td><td data-bbox="1066 483 1399 517">・広域共同処理汚泥量の推定</td></tr> <tr> <td data-bbox="418 528 1066 562">・広域共同処理施設の処理方式、能力検討</td><td data-bbox="1066 528 1399 562"></td></tr> <tr> <td data-bbox="418 573 1066 607">・広域共同処理施設建設費、維持管理費試算</td><td data-bbox="1066 573 1399 607">・庁内調整 (首長説明)</td></tr> <tr> <td data-bbox="418 618 1066 651">・事業スケジュール策定</td><td data-bbox="1066 618 1399 651"></td></tr> </tbody> </table> 平成 25 年度内に【秋田県汚泥処理総合計画】を策定し、広域共同処理を計画に明記 ・その後、事業実施に係る事務手続き開始 ・広域共同処理は下水道汚泥に加え、集排・浄化槽汚泥等一般廃棄物も含めて、現在、県が市町村から事務委託を受けることを想定している。	(県作業)	(市町村作業)	・汚泥の広域共同処理に係る意向調査(事業化前の最終調査)		・広域共同処理汚泥量の推定	・広域共同処理汚泥量の推定	・広域共同処理施設の処理方式、能力検討		・広域共同処理施設建設費、維持管理費試算	・庁内調整 (首長説明)	・事業スケジュール策定	
(県作業)	(市町村作業)												
・汚泥の広域共同処理に係る意向調査(事業化前の最終調査)													
・広域共同処理汚泥量の推定	・広域共同処理汚泥量の推定												
・広域共同処理施設の処理方式、能力検討													
・広域共同処理施設建設費、維持管理費試算	・庁内調整 (首長説明)												
・事業スケジュール策定													
導入効果	下記 2 事業の実施により、県内生活排水処理施設から発生する汚泥の約 23%を共同処理、約 13%を新たに有効利用する計画である。 ■県北地域における広域共同処理 ○米代川流域下水道大館処理センターに処理施設を設置 【対象汚泥】 ・流域下水道 大館処理センター、鹿角処理センター ・公共下水道 5 処理場 ・農集排 3 処理場 ・し尿処理場 2 処理場 ■県南地域における広域共同処理 ○秋田湾雄物川流域下水道大曲処理センターに処理施設を設置 【対象汚泥】 ・流域下水道 大曲処理センター、横手処理センター ・公共下水道 3 処理場 ※ 対象汚泥には、下水道に接続するし尿処理場、集落排水処理施設及びし尿処理場に搬入する集落排水処理汚泥等を含む。												

	秋田県の汚泥広域共同処理
費用効果	—
導入の課題	・ 広域共同処理事業の実施に懐疑的な市町村があったため、県が事業スキームの提示や調整を積極的に行った。 ・ 汚泥処理に係る問題意識（有効利用と費用負担の増加）の共有化に苦労した。
その他	資料) 「あきた循環のみず推進計画」（平成 24.10 秋田県生活排水処理事業連絡協議会） 資料掲載URL) http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1135557733739/index.html